

歯学教育の改善・充実に関する これまでの取組



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者 会議における取組

【目的】

大学の歯学教育の改善・充実にに関する専門的事項について調査研究を行い、必要に応じて報告を取りまとめる。

【調査研究事項】

- (1) 学部及び大学院における歯学教育の改善・充実にについて
- (2) 資質の高い歯科医師養成の在り方について
- (3) 教育研究病院としての大学附属病院の在り方について
- (4) 教育研究の在り方について

※ 前回までの本会議の目的等

【これまでとりまとめた報告等（一部抜粋）】

- H21. 1 歯学教育の改善・充実にに関する調査研究協力者会議第1次報告
- H23. 5 第1次報告を踏まえたフォローアップ状況まとめ
- H24.12 第1次報告を踏まえた平成24年度フォローアップ調査まとめ
- H24.12 歯学教育の質向上のための施策の方向性
- H26. 2 提言・要望
- H28. 3 第1次報告を踏まえた第3回フォローアップ調査まとめ

※ 報告等は文部科学省HPIに掲載しています。URL http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1324090.htm

基本認識

- 臨床実習に係る時間数の減少や臨床能力の格差に加え、いわゆる大学全入時代の到来や歯科医師過剰の中での入学者の資質能力の低下や格差が指摘され、臨床能力の更なる低下等を招き、歯科医療の信頼性に関わる深刻な事態も憂慮。
- 国民から信頼される確かな臨床能力を備えた歯科医師を養成する質・量ともに適正な歯学教育について議論。第1次報告としてとりまとめたもの。

改善方策

1. 歯科医師として必要な臨床能力の確保

- 到達目標の設定や成績評価の実施が不十分
- 患者の協力困難、国家試験対策のため診療参加型臨床実習の時間数が減少



- 診療参加型臨床実習の単位数の明記、卒業時到達目標や必要臨床実習項目の明確化
- 臨床実習終了時の各大学でのOSCE(客観的臨床能力試験)の実施
- 学外機関を活用した臨床実習の促進

2. 優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施

- 各大学の教育の特色が希薄化
- 共用試験を境に座学と臨床実習が分離



- 各大学の体系的な教育課程の編成の徹底、成績評価・進級判定の厳格な実施
- 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの見直し
- 歯学教育の質を保証する第三者評価の導入

3. 歯科医師の社会的需要を見据えた優れた入学者の確保

- 入試の選抜機能が低下する大学
- 歯科医師過剰が職業としての魅力低下に影響



- 入学者受入方針の明示、入試関連情報の公開
- 面接の充実、高校との連携等、学生の適性等を見極める各大学の入試の工夫
- 優れた入学者確保が困難な大学、国家試験合格率の低い大学等の入学定員見直し

4. 未来の歯科医療を拓く研究者の養成

- 基礎と臨床が融合された研究等が必要
- 学部段階から研究マインドの育成が必要



- 学部教育の中で研究に携わる機会の拡充
- 歯学系大学院の目的や教育内容を、臨床歯科医、研究者の養成目的に応じて明確化
- 国際的に優れた若手研究者養成のため、大学の枠を超え連携した拠点形成

今後の検討

- この提言を踏まえた各大学の取組状況をフォローアップ
- 文部科学省は各大学の改善計画を把握し、必要な改善を推進
- 文部科学省・厚生労働省が連携し、卒前・卒後教育を一体的に捉えた検討

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議【提言・要望】①(平成26年2月)

1. 診療参加型臨床実習の充実

- **歯科医師として必要な臨床能力の確実な修得のため、引き続き、診療参加型臨床実習の充実**に向けた取組をお願いします。
- 充実にあたっては、
 - 「診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集(案)」、「診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳(案)」
(H24.3文部科学省先導的大学改革推進委託事業「医学・歯学教育の改善・充実に関する調査研究」歯学研究チーム取りまとめ)
 - 「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告を踏まえた平成24年度フォローアップ調査まとめ」
(H24.12フォローアップ小委員会)
を踏まえた取組を推奨します。

2. 多様な歯科医療ニーズ等に対応した歯科医師養成

- 歯学教育に対する社会のご理解・信頼の確保、及び歯科医師の活躍の場の拡大を図っていくためには、社会の変革の推進役となる歯学部づくりが必要です。
- そのため、各歯学部におかれては、それぞれの**強みや特色を活かしながら、多様な歯科医療ニーズ(※)に対応した歯科医師の養成や、地域又は世界規模の課題解決**に向けて、引き続き積極的な取組をお願いします。

(※ 多様な歯科医療ニーズ)

在宅歯科医療、地域包括ケアの構築、口腔がん、スポーツ歯科、歯科法医学、健康長寿社会の実現、革新的な歯科医療機器の開発・普及等

3. 教育活動等に関する情報の公表

- 各歯学部における教育活動等の情報(※)は、受験生や在学生にとっても有用な情報となることから、各歯学部は、大学ホームページに掲載するなどの方法により広く公表するとともに、社会的評価を踏まえた適切な対応に取り組むようお願いいたします。

(※教育活動等の情報)

入学者選抜区分ごとの授業料・入学料・留年率・国試合格率、診療参加型臨床実習の実際、学習成果、教育の内部質保証など

4. 歯学教育認証評価の導入

- 日本の歯学教育の更なる質の向上を図るとともに、日本の歯学教育が国際標準を超えていることを証明するためには、分野別歯学教育認証評価を導入し、世界を先導することが必要と考えます。
- 現在、文部科学省の補助金事業として平成24年度から「歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究」(東京医科歯科大学、新潟大学、九州歯科大学、東京歯科大学、大阪歯科大学)が実施されていますが、本会議としては本事業に期待するとともに可能な協力を行っていきます。
- 各歯学部においても、歯学教育認証評価の導入及び本事業へのご理解・ご協力をお願いいたします。

5. 平成26年度以降のフォローアップ調査の実施

- 「歯学教育の改善・充実にに関する調査研究協力者会議第1次報告」を踏まえたフォローアップ調査については、「平成26年度以降のフォローアップ調査の方向性」のとおり取りまとめましたので、ご理解・ご協力をお願いします。

6. 歯学部入学定員

- 入学定員充足率の極端な超過校と低下校があること等は、歯学教育の質の低下につながる恐れがあるため、入学者選抜にあたっては、歯科医師抑制に関する閣議決定(S61.7、H10.5)を踏まえ、入学定員(募集人員)内での受入れの遵守について徹底を図るとともに、入学定員未充足の歯学部については、**適正な入学定員の設定や入学者選抜の改善等、優れた入学者の確保**に取り組むようお願いします。

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 第1次報告を踏まえた 第3回フォローアップ調査(H28.3)まとめ 概要

全体的な取組状況

- 現在の社会的ニーズに対応した歯学教育を実施するなど着実に歯学教育の改善が図られている。
- 一方で、**入学定員の遵守・削減、入学者選抜の改善及び診療参加型臨床実習の取組が十分でないなど、第1次報告への対応が極めて不十分な歯学部がある。**当該大学には猛省を促し、改めて、「第1次報告」及び過去2回にわたるフォローアップでの指摘事項に対する取組を検証し、**指摘された問題点への徹底した対応を強く望みたい。**

フォローアップ調査で見られた主な課題

- ①入学定員(募集人員)の超過・未充足
- ②入学定員削減目標の未達成
- ③編入学者の受入れによる入学定員(募集人員)の超過
- ④留年率と退学率の改善及び不適格者に対する早期の進路指導
- ⑤優れた入学者の確保と最低修業年限での歯科医師国家試験合格率の向上
- ⑥診療参加型臨床実習の充実 等

今後の検討が期待される取組

- ①臨床実習開始前の能力や適性を担保するための取組
- ②臨床実習終了時の態度・技能評価の導入
- ③第三者評価の導入に向けた具体的な検討

2. その他歯学教育の改善・充実に向けた取組

歯科医師養成のための卒前・卒後教育の流れ

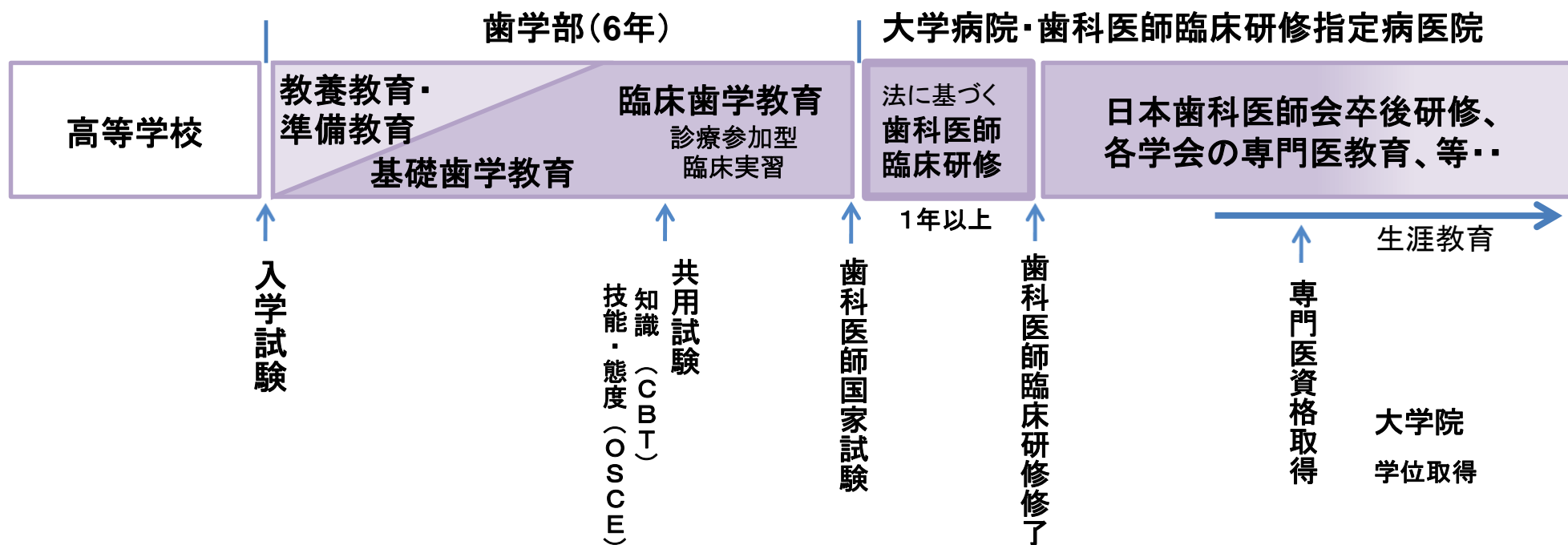
○平成12年の歯科医師法改正(歯科医師臨床研修必修化)

以降の、大学による歯学教育改革の自主的な取組

- ・平成13年:「**歯学教育モデル・コア・カリキュラム**」策定
- ・平成17年:診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識と、技能・態度を評価する「**共用試験**」を正式実施(CATO)

○進行中の更なる取組

- ・令和元年度
「**診療参加型臨床実習終了時の技能・態度評価**」の正式実施に向けトライアル実施中(CATO)
「**歯学教育分野別認証評価**」のトライアルを終了し、本格実施に向けて検討(歯科大学学長・歯学部
部長会議)
- ・令和元年度～
シームレスな歯科医師養成に向けた取組の検討
(厚生労働省医道審議会歯科医師分科会)



これまでの取組

- 「医学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の策定
→ 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力(知識・技能・態度)に関する到達目標を明確化した、医学・歯学教育の指針(H13.3策定。H19.12、H23.3改訂)
- 平成29年3月にモデル・コア・カリキュラムの改訂を実施

H28年度の6年ぶり3回目のコアカリ改訂におけるキャッチフレーズ(医学・歯学共通)

「多様なニーズに対応できる医師・歯科医師の養成」

国際的な公衆衛生や医療制度の変遷に鑑み、国民から求められる倫理観、医療安全、チーム医療、地域包括ケア、健康長寿社会などのニーズに対応できる実践的臨床能力を有する医師・歯科医師を養成する

→平成30年度から各大学において改訂後のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育を開始

(背景)

- ①医学・歯学教育のサイクル(6年間)に合わせたカリキュラム内容の見直し時期の到来
- ②国試や新たな専門医制度等、各種制度変更への対応
- ③新たな認証評価基準(グローバルスタンダード)への対応 等

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）概要 ①

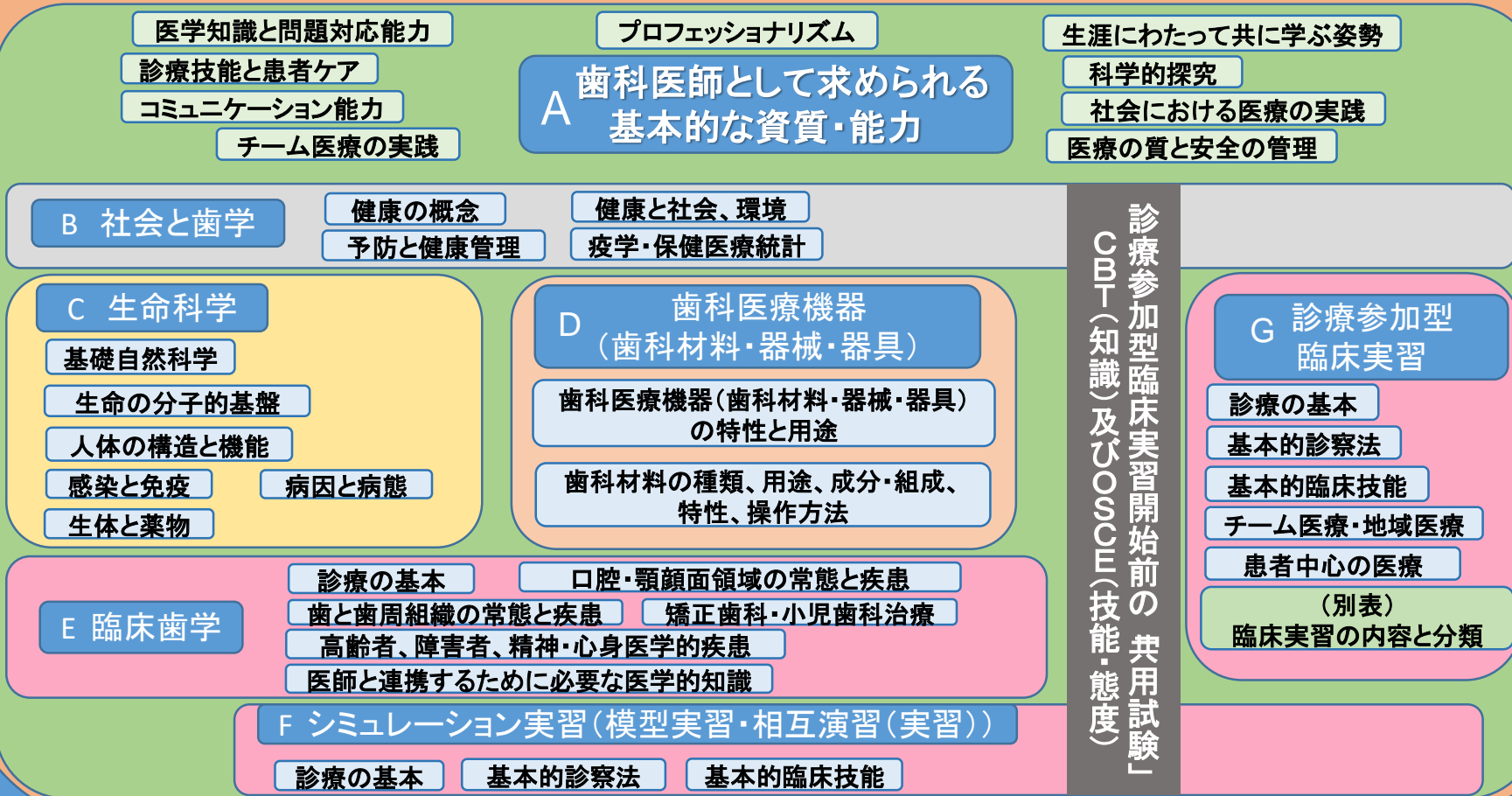
- 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を、「ねらい」と「学修目標」として明確化
- 学生の学修時間数の6割程度を目安としたもの
- 「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」として、ミニマム・エッセンスである項目を記載

【各大学のアドミッション・ポリシー】

【各大学のカリキュラム・ポリシー】

【各大学のディプロマ・ポリシー】

多様なニーズに対応できる歯科医師の養成



診療参加型臨床実習終了時の技能・態度評価

歯科医師法に基づく歯科医師国家試験（知識）

各大学の特色ある独自のカリキュラム（学生の学修時間数の4割程度）

※ 各大学が教育理念に基づいて設置する独自の教育内容（学生が自主的に選択できるプログラムを含む）

1. 縦のつながり:モデル・コア・カリキュラム・国家試験出題基準・臨床研修の到達目標、生涯教育カリキュラムの整合性

→国家試験出題基準との内容を整合。

2. 横のつながり:医学と歯学のモデル・コア・カリキュラムの一部共有化

→両モデル・コア・カリキュラムの考え方の多くを重複させるとともに、「A 歯科医師(医学教育においては医師)として求められる基本的な資質・能力」も最大限共有。

3. 「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」の実質化

→学修により獲得可能なものであることを明確にするために、「資質」から「資質・能力」へと改変。

4. 診療参加型臨床実習の充実

→診療参加型臨床実習の推進・充実のために、「G 臨床実習」の別表として「臨床実習の内容と分類」を明示。

また、超高齢社会など近年の社会的ニーズに対応できる歯科医師の養成のために、臨床実習においても地域医療を充実。

5. 超高齢社会への対応

→多職種連携・多職種協働やチーム医療を具体的にイメージできるよう改訂。

「A 歯科医師として求められる基本的な資質・能力」にA-7-1) 地域医療への貢献やA-5 チーム医療の実践、A-4 コミュニケーション能力を列挙するのみならず、B-2-2) 保健・医療・福祉・介護制度、G-4 チーム医療・地域医療の各項目で記載。なお、単に高齢者に対する医療や介護だけではなく、全年齢を見据えた予防も含めた地域保健や関連する地域福祉の理解と実践が必須。

6. 臨床実習開始までの基礎模型実習を含めた技能教育に関する学修目標の新設

→臨床実習開始前に技能・態度領域で学修すべき項目を、「F シミュレーション実習(模型実習・相互演習(実習))」として新設。

7. 教養教育と準備教育の融合

→これまで準備教育モデル・コア・カリキュラムとして記載されていた教養教育と準備教育の内容を発展的に融合し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに包含。人の行動と心理をB-3-2) 歯科疾患の予防と健康管理に、統計の基礎、統計手法の適用をB-4-2) 保健医療統計に生体を構成する物質の化学的基礎をC-1 基礎自然科学にそれぞれ発展的に融合。

8. 「目標」の整理

→これまで「一般目標と到達目標」とされていた両者の関係をより明確にするために「ねらいと学修目標」に変更。

9. *印の廃止

→臨床実習開始前からその学年に応じたレベルで学修すべき内容も含まれていることを強調するために*印を削除し、「モデル・コア・カリキュラムは“共用試験出題基準”である」というイメージからの脱却。

10. 総量のスリム化

→学修目標について内容の再検討・削除を行い、総量をスリム化。

11. 歯学用語の表記の整理

→用語の不統一は、歯学を学修する学生に不必要な負担を強いることにもつながるため、用語を統一。

12. 世界への発信

→日本の歯学教育を世界に広報するために、本改訂版の英文翻訳を文部科学省の委託事業により進める予定。

診療参加型臨床実習後の臨床能力試験について -CATOの対応-

○2015年3月に将来計画企画調整委員会の下に臨床実習終了時OSCE準備検討委員会（略称：Post-CC OSCE委員会）を設置し、実施準備に向けた諸課題について検討。2017年3月16日開催の臨時総会において以下の事項を承認。

2020年度の正式実施に向けて2017年度よりトライアルを開始する。歯学系においては、2020年度からの正式実施にこだわらず、評価の時期、方法等について十分検討し、会員の意見が一致したところで正式実施に移行する。

○2017年4月よりトライアル実施に向けた体制を整備（準備検討からトライアルの実施へ）

理事会の下に・・・ **診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験委員会**（構成員21名：医学・歯学関係者、有識者）

医学系 トライアル実施小委員会

トライアル実施専門部会、トライアル評価専門部会、外部評価者養成専門部会、臨床実習後コンピテンス検討・課題調整専門部会、模擬患者養成専門部会

歯学系 トライアル実施小委員会

トライアル実施専門部会、トライアル総合評価専門部会、トライアル課題管理専門部会、トライアル試験監督者養成専門部会

- 医学系2017トライアル（2017年7月～12月）
機構提供課題1課題と大学独自課題を用いて23大学で実施
- 医学系2018トライアル（2018年7月～12月）
機構提供課題2課題と大学独自課題を用いて56大学で実施
- 医学系2019トライアル(2019年7月～12月)
 - 1) 実施大学：第6学年の医学生が在籍する全大学（80大学_※）で実施
※防衛医科大学校を含む
 - 2) トライアルの目的
 - ・2020年度の正式実施に向け、正式実施の際と同形式でのトライアルを80大学で実施
 - ・各大学での正式実施に向けた運用上の準備を促進
 - ・外部評価者派遣システムを試運用し、問題点を抽出
 - 3) トライアルの概要
 - ・原則として、機構提供課題3課題＋大学独自課題3課題とする
 - ・機構課題の実施時間は16分とする
 - ・医療面接＋身体診察＋指導医に口頭で報告 とする
 - ・医療面接と身体診察から病態・鑑別診断を述べる
 - ・内部評価者（認定評価者でなくてよい）は複数制とする
 - ・外部評価者（認定評価者）を機構から派遣する
 - 4) その他
 - ・受験生（試験の流れの理解）及び評価者（評価の標準化）向けに2019年度トライアル用DVDを配布（5月配布済み）
 - ・全国説明会の開催
 - ・認定評価者養成講習会の開催

○試験の概要

歯学部学生が診療参加型臨床実習終了時に歯科医師に求められる臨床能力を備えていることを証明するために、**臨床実地試験**と**一斉技能試験**をパッケージとして行う。臨床実地試験では臨床実習期間内に診療参加型臨床実習の現場において学生のパフォーマンスを評価する。一斉技能試験では臨床実習の終盤に複数の歯科疾患を再現した共通模型を用いて学生の治療技術を評価する。

臨床実習履修中のすべての学生を対象に臨床実地試験、一斉技能試験の両方を実施した大学から準備が整ったこととし、順次2020年以降正式実施に移行する。

- 歯学系2017トライアル（2017年6月から12月）
15大学で実施（臨床実地試験実施9大学、一斉技能試験実施11大学、両方実施5大学）、実現可否を調査。→15大学全てが実施可能と判断。
- 歯学系2018トライアル
 - 1) 実施大学：臨床実地試験18大学、一斉技能試験24大学、両方実施15大学・・・2019トライアルの実施希望調査と併せると全大学が2020年からの正式実施移行要件を満たす予定
 - 2) 主な実施条件
 - ・臨床実地試験、一斉技能試験のいずれか、両方を実施
 - ・診療参加型臨床実習中の学生を対象
 - ・一斉技能試験で使用する模型を機構が提供
 - ・機構から試験監督者を派遣
 - 3) その他
 - ・評価者認定制度の構築準備（臨床実地試験・一斉技能試験）
 - ・各種習会、WS、説明会、報告会等の開催

1. 学校教育法第109条等に基づく評価

(1) 自己点検・評価

- ・大学は、教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について、自ら点検・評価を行い、結果を公表する。

(2) 認証評価(機関別認証評価)

- ・大学は、教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

(3) 専門職大学院認証評価(専門分野別認証評価)

- ・専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

2. 国立大学法人法第35条等に基づく国立大学法人評価

(1) 各年度終了時の評価

- ・各法人の中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価

(2) 中期目標期間の業務実績評価

- ・各法人の中期目標の達成状況の総合的な評価

3. その他の評価

(1) 技術者教育プログラムの認定(工学、理学、農学)

- ・(社)日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施
- ・学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行う。

(2) 薬学教育プログラムの評価

- ・一般社団法人薬学教育評価機構が実施
- ・薬学教育機関の教育の質を保証するため、6年制薬学教育プログラムの評価を行う(7年に1度)。
(平成23年度にトライアル評価実施、25年度から本評価開始)

(3) 医学教育プログラムの評価

- ・一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)が実施
- ・医学教育の質を保証するため、医学部の教育プログラムを機構が定める評価基準に基づき包括的に評価する(7年に1度)。
(平成25年度からトライアル評価実施、29年度から本評価開始)

(4) 看護学教育プログラムの評価

- ・一般財団法人日本看護学教育評価機構(JABNE)が実施
- ・看護学教育の質を保証するため、看護学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行う(7年に1度)。
(令和2年度から評価実施予定)

歯学教育分野別評価協議会

○目的

我が国における歯学教育機関の教育の質を保証するために、歯学教育プログラムの公正かつ適正な評価を行い、歯学教育の質の充実・向上を図ることを通して、国民の歯科医療・保健・衛生ならびに福祉に貢献するうえで必要となる歯学教育分野別評価の実施にあたり、その運営組織の組織形態や業務等を検討することを目的とする。（平成29年11月～） ※すべての歯学部（27大学29学部）の代表者が参画。

○事業

- (1) 歯学教育分野別評価運営組織の組織形態に関する検討
- (2) 歯学教育分野別評価運営組織の業務に関する検討
- (3) 歯学教育分野別評価運営組織設置準備委員会の設立
- (4) 歯学教育分野別評価トライアルの検討
- (5) 評価者ワークショップの検討
- (6) 国内外関係機関との連携及び情報収集
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

○構成員

【役員】

会長：三浦 廣行 岩手医科大学歯学部長
副会長：羽村 章 日本歯科大学生命歯学部長
 渋谷 鑛 日本大学松戸歯学部長
 西原 達次 九州歯科大学長
 輿地 隆史 東京医科歯科大学歯学部長
 佐々木啓一 東北大学歯学部長
監事：中原 泉 日本歯科大学長

【会員】

輿地 隆史 東京医科歯科大学歯学部長
一戸 達也 東京歯科大学副学長
本田 和也 日本大学歯学部長
羽村 章 日本歯科大学生命歯学部長
宮崎 隆 昭和大学歯学部長
大久保力廣 鶴見大学歯学部長
櫻井 孝 神奈川歯科大学長
栗田 賢一 愛知学院大学歯学部長
前田 健康 新潟大学歯学部長
藤井 一維 日本歯科大学新潟生命歯学部長
宇多川信之 松本歯科大学歯学部長
江尻 貞一 朝日大学歯学部長
天野 敦雄 大阪大学歯学部長
田中 昭男 大阪歯科大学副学長
浅海 淳一 岡山大学歯学部長
加藤 功一 広島大学歯学部長

【会員】

河野 文昭 徳島大学歯学部長
西原 達次 九州歯科大学長
古谷野 潔 九州大学歯学部長
高橋 裕 福岡歯科大学長
澤瀬 隆 長崎大学歯学部長
宮脇 正一 鹿児島大学歯学部長
柳川 忠廣 日本歯科医師会副会長
井上 孝 日本歯科医学会連合副理事長
葛西 一貫 日本歯科医学教育学会副理事長
河村 道雄 (一社)マイフォーム・ソサエティ
(前東京SP 研究会)

【オブザーバー】

西田 憲史 文部科学省医学教育課長
和田 康志 厚生労働省歯科保健課長補佐

3. 入学定員状況

歯学部における入学定員削減状況

- 昭和61年7月 厚生省「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」最終意見
 - ・昭和70年(平成7年)を目途として歯科医師の新規参入を最小限**20%削減**すべき。
- 平成10年5月 厚生省「歯科医師の需給に関する検討会」報告
 - ・入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しを行うことにより、新規参入歯科医師を10%程度抑制するとともに、臨床研修の必修化及び高齢歯科医師の稼働停止を組み合わせることにより、将来の歯科医師数を適正化。

※上記2つを合わせて、ピーク時の昭和60年度の入学定員から**28%程度削減**する目標

区分	昭和60年度 入学定員	平成元年度 入学定員	平成10年度 入学定員	令和元年度 入学定員 ※()は前年度定員	昭和60年度 からの削減率【R1】 ※()は前年度の削減率
国立	860人	685人	680人	562人 (562人)	34.7% (34.7%)
公立	120人	95人	95人	95人 (95人)	20.8% (20.8%)
私立	2,400人	1,952人	1,939人	1,813人 (1,824人)	24.5% (24.0%)
合計	3,380人	2,732人	2,714人	2,470人 (2,481人)	26.9% (26.6%)

※入学定員は、編入学定員を含んでいる。

※私立は、募集人員。

(参考) 高等教育に係る昨今の動向

2040年頃の社会変化
国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年までに達成すべき17の目標

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換

→ リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討

→ 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成

→ 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討

→ 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報

・ 教育成果や大学教育の質に関する情報

の把握・公表の義務付け

→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討

- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

● 教育・研究コストの可視化

● 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

→ 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

